

# 令和7年度 客船運航業務委託仕様書

酒田市定期航路事業所

1 名称  
客船運航業務委託

2 場所  
酒田港定期船発着所

3 委託期間  
令和7年10月18日から令和7年11月22日まで

4 委託内容

(1) 目的

酒田市（以下「委託者」という）は、定期船「とびしま」の法定検査期間中に酒田～勝浦（飛島）間の旅客に関する定期航路運航業務を船舶運航事業者（以下「受託者」という）に委託する。

(2) 使用船舶

旅客に関する定期航路運航業務に使用する船舶（以下「使用船舶」という。）は、旅客定員100人以上、酒田～勝浦間39.34 kmを75分以内で運航できるものとする。

(3) 法令等の遵守義務

海上諸法規に加え、酒田市定期航路安全管理規程を遵守する。ただし、運航基準は、使用船舶の基準による。

(4) 運航期間（予定）

令和7年10月24日から令和7年11月15日までの23日間の定期航路運航の他、習熟運航2日間及び使用船舶の定係港から酒田港までの回航（往復）日数も含めるものとする。

(5) 回航

回航は、往路（使用船舶の定係港～酒田港）、復路（酒田港～使用船舶の定係港）ともに受託者が行うものとする。

(6) 業務完了報告書

① 受託者は、月毎の委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書（運航日誌）を提出しなければならない。

② 委託者は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して10日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。

(7) 委託料の支払い

① 委託料は、運航単価（習熟運航含む）に要した日数を乗じた金額に回航（往復）単価を加えた額とする。なお、定期航路運航期間中にあっては出欠航に関わらず運航単価を適用する。

② 海上荒天により運航期間内に回航ができない場合は予備日扱いとし、委託料は予備日1日当たりの価格（休止単価）に日数を乗じた金額とする。

③ 委託料は、業務終了後に支払うものとする。請求書の提出期日は、委託者の指示によるものとする。

④ 委託者は、受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

(8) 運航

- ① 使用船舶の運航は受託者が行うものとし、使用船舶の船舶職員乗組み基準で定める船員を確保する。
- ② 運航時は、酒田市定期航路事業所の船員 1 人が同乗し、運航の補助を行う。
- ③ 出欠航の判断と運航時の定時連絡は、酒田市定期航路事業所の船員が行う。
- ④ 運航時刻は、次のとおりとする。

酒田発 → 勝浦着	勝浦発 → 酒田着
9:30 → 10:45	13:45 → 15:00

※天候により欠航、または運航時刻を変更する場合がある。

(9) 労働時間

受託運航する船員の労働時間は、定期航路運航業務に必要な時間とする。

(10) 保険及び保険料の支払い

船舶保険及び船主責任保険（PI 保険）の加入と支払いは受託者が行い、船客保険の加入と支払いは委託者が行う。

(11) 船舶燃料及び雑費の支払い

定期航路運航業務に使用する使用船舶の燃料及び雑費（洗剤等の消耗品、用水、光熱費等）については委託者が負担し、回航に要する燃料については受託者が負担する。

(12) 通信

定期船運航業務における陸上施設との通常連絡等は船舶衛星電話を使用することとし、臨時にその設置等に要する費用及び使用料に相当する額を運航単価に加算し委託者がこれを負担する。

(13) 船舶の保守点検

受託者は、酒田～勝浦間の定期航路運航業務を維持するため船体及び機関の保守点検を行うとともに、故障等トラブルが発生した場合は直ちに委託者に報告し修理する。保守点検及び修理にかかる費用は、受託者が負担する。

(14) 損害賠償

火災、衝突等の海難事故について、使用船舶の回航及び定期運航中に受託者の責により生じた損害については受託者の負担とし、その損害が委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては委託者が負担する。

契約期間中及び予備日における受託者所属の船員の事故については、受託者が処理する。

(15) 天災その他不可抗力による損害

暴風・津波及び台風等の自然現象が直接原因となり、受託者側及び委託者側双方の責に帰すべからざるものにより使用船舶に損害が生じたときは、受託者はその事実の発生後遅滞なく委託者に報告し、双方協力してその処置解決にあたる。

(16) 秘密の保持

受託者は、酒田～勝浦間の定期航路運航業務にあたって知り得た業務上の機密を外部に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。

(17) 疑義等の決定

この仕様書は、業務の基本的内容について定めるものであり、この仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然必要と思われるものについては、委託者と協議の上、受託者の責任において実施し、正常な業務執行に努めなければならない。

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、委託者と協議することとする。

以上。